健康福祉委員会資料 (健康福祉局関係)

- 1 令和3年第1回定例会提出予定追加議案の説明
 - (20) 議案第74号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及 び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について
 - 資料1 議案第74号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る 介護予防のための効果的な支援の方法の基準等 に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月25日 健康福祉局 議案第74号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備 及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予 防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条 例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正

2 条例の主な改正内容

- (1)指定介護予防訪問入浴介護事業者等に、医療・福祉関係の資格を有さない 従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な 措置を講じることを義務付ける
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者等に、感染症が発生し、又はまん延しないようにするための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務付ける
- (3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者等に、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける

3 施行期日

令和3年4月1日

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する 条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	2 1 11 1
定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基	
進等に関する条例	進等に関する条例
平成24年12月14日条例第83号	
	目次
第1章 総則(第1条~第4条)	
第2章 削除	第2章 削除
第3章 介護予防訪問入浴介護	第3章 介護予防訪問入浴介護
第1節 基本方針(第48条)	第 1 節 基本方針 (第 4 8 条)
第2節 人員に関する基準 (第49条・第50条)	第 2 節 人員に関する基準 (第49条・第50条)
第3節 設備に関する基準 (第51条)	第3節 設備に関する基準 (第51条)
第4節 運営に関する基準 (第51条の2~第57条)	第4節 運営に関する基準 (第51条の2~第57条)
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第58条・	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第58条・
第59条)	第59条)
第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第60条~第63条)	第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第60条~第63条)
第4章 介護予防訪問看護	第4章 介護予防訪問看護
第1節 基本方針(第64条)	第1節 基本方針(第64条)
第2節 人員に関する基準 (第65条・第66条)	第2節 人員に関する基準(第65条・第66条)
第3節 設備に関する基準 (第67条)	第3節 設備に関する基準 (第67条)
第4節 運営に関する基準 (第68条~第75条)	第4節 運営に関する基準(第68条~第75条)
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第76条~	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第76条~
第78条)	第78条)
第5章 介護予防訪問リハビリテーション	第5章 介護予防訪問リハビリテーション
第1節 基本方針(第79条)	第1節 基本方針(第79条)
第2節 人員に関する基準 (第80条)	第2節 人員に関する基準 (第80条)

改正後 改正前 第3節 設備に関する基準 (第81条) 第3節 設備に関する基準(第81条) 第4節 運営に関する基準(第82条~第85条) 第4節 運営に関する基準 (第82条~第85条) 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第86条・ 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第86条・ 第87条) 第87条) 第6章 介護予防居宅療養管理指導 第6章 介護予防居宅療養管理指導 第1節 基本方針(第88条) 第1節 基本方針(第88条) 第2節 人員に関する基準(第89条) 第2節 人員に関する基準(第89条) 第3節 設備に関する基準 (第90条) 第3節 設備に関する基準(第90条) 第4節 運営に関する基準 (第91条~第94条) 第4節 運営に関する基準 (第91条~第94条) 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第95条・ 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第95条・ 第96条) 第96条) 第7章 削除 第7章 削除 第8章 介護予防诵所リハビリテーション 第8章 介護予防诵所リハビリテーション 第1節 基本方針(第118条) 第1節 基本方針(第118条) 第2節 人員に関する基準(第119条) 第2節 人員に関する基準(第119条) 第3節 設備に関する基準(第120条) 第3節 設備に関する基準(第120条) 第4節 運営に関する基準 (第120条の2~第126条) 第4節 運営に関する基準 (第120条の2~第126条) 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第127条~ 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第127条~

第130条) 第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 基本方針(第131条)

第2節 人員に関する基準 (第132条・第133条)

第3節 設備に関する基準 (第134条・第135条)

第4節 運営に関する基準 (第136条~第145条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第146条~ 第153条)

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針並 びに設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 基本方針(第131条)

第130条)

第2節 人員に関する基準 (第132条・第133条)

第3節 設備に関する基準 (第134条・第135条)

第4節 運営に関する基準(第136条~第145条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第146条~ 第153条)

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針並 びに設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法

改正後 改正前 に関する基準 に関する基準 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第154条・第155条) 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第154条・第155条) 第2款 設備に関する基準 (第156条・第157条) 第2款 設備に関する基準(第156条・第157条) 第3款 運営に関する基準 (第158条~第162条) 第3款 運営に関する基準 (第158条~第162条) 第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第163 第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第163 条~第167条) 条~第167条) 第7節 共生型介護予防サービスに関する基準(第167条の2・第167条 第7節 共牛型介護予防サービスに関する基準 (第167条の2・第167条 $\mathcal{O}(3)$ $\mathcal{O}(3)$ 第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第168条~第174条) 第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第168条~第174条) 第10章 介護予防短期入所療養介護 第10章 介護予防短期入所療養介護 第1節 基本方針(第175条) 第1節 基本方針(第175条) 第2節 人員に関する基準 (第176条) 第2節 人員に関する基準(第176条) 第3節 設備に関する基準 (第177条) 第3節 設備に関する基準(第177条) 第4節 運営に関する基準 (第178条~第184条) 第4節 運営に関する基準 (第178条~第184条) 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第185条~ 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第185条~ 第191条)

第191条)

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針前 びに設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第192条・第193条)

第2款 設備に関する基準(第194条)

第3款 運営に関する基準 (第195条~第199条)

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第200 条~第204条)

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針(第205条)

第2節 人員に関する基準 (第206条・第207条)

第3節 設備に関する基準(第208条)

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針が びに設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法

に関する基準 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第192条・第193条)

第2款 設備に関する基準(第194条)

第3款 運営に関する基準 (第195条~第199条)

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第200 条~第204条)

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針(第205条)

第2節 人員に関する基準 (第206条・第207条)

第3節 設備に関する基準(第208条)

改正後	改正前
第4節 運営に関する基準 (第209条~第220条)	第4節 運営に関する基準(第209条~第220条)
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第221条~	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第221条~
第227条)	第227条)
第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事	第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事
業の基本方針並びに人員、設備及び運営並びに介護予防のため	業の基本方針並びに人員、設備及び運営並びに介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準	の効果的な支援の方法に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針(第228条・第229条)	第1款 この節の趣旨及び基本方針(第228条・第229条)
第2款 人員に関する基準 (第230条・第231条)	第2款 人員に関する基準(第230条・第231条)
第3款 設備に関する基準 (第232条)	第3款 設備に関する基準(第232条)
第4款 運営に関する基準 (第233条~第237条)	第4款 運営に関する基準 (第233条~第237条)
第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第238	第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第238
条・第239条)	条・第239条)
第12章 介護予防福祉用具貸与	第12章 介護予防福祉用具貸与
第1節 基本方針(第240条)	第1節 基本方針(第240条)
第2節 人員に関する基準(第241条・第242条)	第2節 人員に関する基準(第241条・第242条)
第3節 設備に関する基準 (第243条)	第3節 設備に関する基準(第243条)
第4節 運営に関する基準 (第244条~第251条)	第4節 運営に関する基準 (第244条~第251条)
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第252条~	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第252条~
第254条)	第254条)
第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第255条・第256条)	第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (第255条・第256条)
第13章 特定介護予防福祉用具販売	第13章 特定介護予防福祉用具販売
第1節 基本方針(第257条)	第1節 基本方針 (第257条)
第2節 人員に関する基準(第258条・第259条)	第2節 人員に関する基準(第258条・第259条)
第3節 設備に関する基準 (第260条)	第3節 設備に関する基準(第260条)
第4節 運営に関する基準 (第261条~第265条)	第4節 運営に関する基準 (第261条~第265条)
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第266条~	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第266条~

(新設)

第268条)

第268条)

第14章 雑則 (第269条)

改正前

附則

第1章 総則

(趣旨)

|第1条 この条例は、介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。)|第1条 この条例は、介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。) 各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サ ービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとす る。

改正後

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

- 第4条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、第4条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、 常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営す2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営す るに当たっては、地域との結び付きを重視し、関係する市町村(特別区を 含む。以下同じ。)、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サー V
- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の (新設) ため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施 する等の措置を講じなければならない。
- 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当 (新設) たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効 に行うよう努めなければならない。

第3章 介護予防訪問入浴介護 第4節 運営に関する基準

(運営規程)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項 第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項 各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サ ービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとす る。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

- 常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- るに当たっては、地域との結び付きを重視し、関係する市町村(特別区を 含む。以下同じ。)、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サー ビス又は福祉サービスを提供する者との連携の確保に努めなければならな」ビス又は福祉サービスを提供する者との連携の確保に努めなければならな V)

第3章 介護予防訪問入浴介護 第4節 運営に関する基準

(運営規程)

|第55条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事||第55条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事| |業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定||業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定|

めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 個人情報の管理の方法
- (10) 苦情への対応方法
- (11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (12) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第55条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定|第55条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定| ばならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所 ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従 業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資 質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、 当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従 業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項 に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除 く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措 置を講じなければならない。

改正前

めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法

(新設)

- (8) 個人情報の管理の方法
- (9) 苦情への対応方法
- (10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業 介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業 所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなけれ」所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなけれ ばならない。
 - ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従 業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。
 - 質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

改正後	改正前
4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護	(新設)_
の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的	
な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの	
により介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止する	
ための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
(業務継続計画の策定等)_	
第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害	(新設)
の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継	
続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画	
(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要	
な措置を講じなければならない。_	
2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対	<u>(新設)</u>
し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期	
的に実施しなければならない。	
3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを	<u>(新設)</u>
<u>行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u>	
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第55条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従	
業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければなら	, , - , - , - , - , - , - , - , - ,
ない。	ない。
2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所	
の指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等につい	
て、衛生的な管理に努めなければならない。	て、衛生的な管理に努めなければならない。
3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事	<u>(新設)</u>
業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置	
を講じなければならない。	(☆r'=n \)
(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びま	<u>(新設)</u>
ん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報	

改正後	改正前
通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができ	
るものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果に	
ついて、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。	
(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びま	(新設)
<u>ん延の防止のための指針を整備すること。</u>	
(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴	(新設)
<u>介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</u>	
を定期的に実施すること。	
(掲示)	(掲示)
第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介	第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介
護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する規程の概要、介護予防訪問	
入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す	入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す
ると認められる重要事項を掲示しなければならない。	ると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書	(新設)
面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつ	
でも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代え	<u>(参考)</u>
ることができる。	
(地域との連携等)	(地域との連携等)
第55条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関して市町村等が派遣する者	
が相談及び援助を行う事業その他の市町村等が実施する事業に協力するよ	が相談及び援助を行う事業その他の市町村等が実施する事業に協力するよ
う努めなければならない。	う努めなければならない。
2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所	
の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問	(19) (12)
入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対し	
ても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。	
(虐待の防止)	
第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその	(新設)

改正前

再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための 対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも のとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪 問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための 指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴 介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基 準 (進用)

第63条 第1節、第4節(第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及第63条 第1節、第4節(第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及 び第6項並びに第57条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪 問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の13第1 項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規 定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とある 定介護予防訪問入浴介護 | とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護 | と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定」 代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基 進該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

第4章 介護予防訪問看護

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

|第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごと|第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごと なければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基 準 (準用)

び第6項並びに第57条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪 問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の13第1 項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規 定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とある のは「内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指」のは「内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指 定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」 - と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定 代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基 進該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

第4章 介護予防訪問看護

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておか に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておか なければならない。

改正後 改正前 (1) 事業の目的及び運営の方針 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 (4) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (新設) (7) 個人情報の管理の方法 (8) 個人情報の管理の方法 (9) 苦情への対応方法 (8) 苦情への対応方法 (10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法 (9) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法 (11) その他事業の運営に関する重要事項 (10) その他事業の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) 第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護(新設) 予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに看護 師等の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、 当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看 護を提供しなければならない。 3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その 研修の機会を確保しなければならない。 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を 確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を 背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看 護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要 な措置を講じなければならない。 (進用) (進用)

第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条 第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条 の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び<mark>第55条の</mark> の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び<mark>第55条の</mark>

202から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業につい て準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護 従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2第1項及び第55条の4第 1項中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」 とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「指定介護予防 訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及 び備品等」と読み替えるものとする。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

- 第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問 事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の 額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (7) 個人情報の管理の方法
 - (8) 苦情への対応方法
 - (9) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
 - (10) その他事業の運営に関する重要事項

(準用)

|第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、|第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、 第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2から第55条の5まで、

2から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準 用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業 者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2第1項及び第55条の4中「第 - 55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは 「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介 護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」 と読み替えるものとする。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要
リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の 額
- (5) 通常の事業の実施地域

(新設)

- (6) 個人情報の管理の方法
- (7) 苦情への対応方法
- (8) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (9) その他事業の運営に関する重要事項

(準用)

第52条の2、第52条の3、第54条、<mark>第55条の2</mark>から第55条の5まで、第55 第55条の7から第55条の11まで、第69条及び第73条の2の規定は、指定介 条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビ 護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合におい て、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療 法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2第1項及び第55条の4 第1項中「第55条」とあるのは「第83条」と、第51条の7中「心身の状況」 とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「指定介護予防 訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及 び備品等」と、第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業 療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

- 第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療|第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療| 法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本 方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる ものとする。
 - (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の 医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくは リハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介 護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家 族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員、介護予防サー ビス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等の担当者その 他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又 はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合 にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得 なければならない。)をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法によ り、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活 全般の状況の的確な把握を行うものとする。

リテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士」と、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあ るのは「第83条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状 況、病歴」と、第55条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる 浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替え るものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

- 法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本 方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる ものとする。
- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の 医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくは リハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介 護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家 族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員、介護予防サー ビス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等の担当者その 他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。 以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状 況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行 うものとする。

改正前

(2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。)を作成するものとする。

改正後

- (3) 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。
- (4) 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問 リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者 又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問 リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリ テーション計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第128条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。
- (7) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の 指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身 機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うもの

- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。)を作成するものとする。
- (3) 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。
- (4) 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問 リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者 又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問 リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリ テーション計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第128条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。
- (7) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の 指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身 機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うもの

とする。

とする。

- (8) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁 寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーショ ンの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指 導又は説明を行うものとする。
- (9) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (10) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。
- (11) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防 訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当 該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビ リテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (12) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (13) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。
- (14) 第2号から第5号までの規定は、前号の規定による介護予防訪問リ ハビリテーション計画の変更について準用する。
 - 第6章 介護予防居宅療養管理指導

(8) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁 寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーショ ンの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指 導又は説明を行うものとする。

改正前

- (9) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (10) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。
- (11) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防 訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当 該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行 う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビ リテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (12) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (13) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。
- (14) 第2号から第5号までの規定は、前号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管 理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) 個人情報の管理の方法
- (8) 苦情への対応方法
- (9) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (10) その他事業の運営に関する重要事項 (進用)

|第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条||第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条| の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2から第55条の5 の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5 まで、 まで、第55条の7から第55条の11まで、第69条及び第73条の2の規定は、 指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合におい て、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予 防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項 中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあ 92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、 るのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び |利用者||とあるのは「利用者||と、第55条の3第2項中「指定介護予防訪||と、第55条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他| - 問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとす 備品等」と、第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管 理指導従業者」と読み替えるものとする。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。

改正前

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域

(新設)

- (6) 個人情報の管理の方法
- (7) 苦情への対応方法
- (8) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (9) その他事業の運営に関する重要事項 (進用)

第55条の7から第55条の11まで<mark>及び</mark>第69条の規定は、指定介護予防居宅療 養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中 「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導」 - 従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第 服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」 る。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

- |第96条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、|第96条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、 次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等に より常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医 学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対す る介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はそ の家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等 についての指導、助言等を行うものとする。
 - (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はそ の家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又 はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように 指導又は助言を行うものとする。
 - (3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言について は、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければな らない。
 - (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な 介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護 予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合 は、当該介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、当該 介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報 提供又は助言を行うものとする。
 - (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に 対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議 に参加することにより行わなければならない。
 - (6) 前号の規定にかかわらず、サービス担当者会議への参加によること が困難な場合における介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

- 次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等に より常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医 学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対す る介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はそ の家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等 についての指導、助言等を行うものとする。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はそ の家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又 はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように 指導又は助言を行うものとする。
- (3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言について は、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければな らない。
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な 介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護 予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合 は、当該介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、当該 介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報 提供又は助言を行うものとする。
- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に 対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議 に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の規定にかかわらず、サービス担当者会議への参加によること が困難な場合における介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者

に対する情報提供又は助言については、原則として、その内容を記載し た文書を交付して行わなければならない。

- (7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指 **導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。**
- ろによるものとする。
- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科 医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあっ ては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管 理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅にお ける日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行 うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項につい て、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握 に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な 介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護 予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合 は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サ ービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言 を行うものとする。
- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に 対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に 参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困 難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に 対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して

改正前

に対する情報提供又は助言については、原則として、その内容を記載し た文書を交付して行わなければならない。

- (7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指 **導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。**
- | 2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとこ | 2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指 導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科 医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあっ ては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管 理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅にお ける日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。
 - うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項につい て、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。
 - (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握 に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

行わなければならない。(7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯導の内容について、速やかに診療記録を作成するととも	
導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯 導の内容について、速やかに診療記録を作成するととも	た 医師マは歯
科医師に報告するものとする。 科医師に報告するものとする。	
3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方 (新設)	
針は、次に掲げるところによるものとする。	
(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科 (新設)	
医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅におけ	
<u>る日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。</u>	
(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行 (新設)	
うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項につい	
て、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。	
(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握 (新設)	
<u>に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。</u>	
(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指 (新設)	
<u>導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯</u>	
<u>科医師に報告するものとする。</u>	
第8章 介護予防通所リハビリテーション 第8章 介護予防通所リハビリテーション	
第4節 運営に関する基準 第4節 運営に関する基準	
(運営規程) (運営規程)	
第123条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所第123条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指	定介護予防通所
リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営	についての重要
事項に関する規程を定めておかなければならない。 事項に関する規程を定めておかなければならない。 事項に関する規程を定めておかなければならない。	
(1) 事業の目的及び運営の方針 (1) 事業の目的及び運営の方針	
(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容	
(3) 営業日及び営業時間 (3) 営業日及び営業時間	
(4) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員 (4) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員	
(5) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費 (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利	用料その他の費

用の額

- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (9) 非常災害対策

用の額

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 個人情報の管理の方法
- (12) 苦情への対応方法
- (13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (14) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- |第123条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し|第123条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し かなければならない。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハ2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハ いては、この限りでない。
- ばならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、 全ての介護予防通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護 福祉士、介護支援専門員、法第8条の2に規定する政令で定める者等の資 格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基 礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防诵所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防誦(新設)

(6) 通常の事業の実施地域

- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

改正前

(9) 非常災害対策

(新設)

(10) 個人情報の管理の方法

(11) 苦情への対応方法

(12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法

(13) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護 - 予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めてお | 予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めてお | かなければならない。
- |ビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション|| ビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション 事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しな 事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しな ければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務につしければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務につ いては、この限りでない。
- |3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリ|3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリ テーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなけれ、テーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなけれ ばならない。

改正後 改正前

所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相 当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就 業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講 じなければならない。

(非常災害対策)

第123条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に対第123条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に対 整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、 救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の (新設) 実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなら ない。

(衛生管理等)

- 第124条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する第124条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する 施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努 を適正に行わなければならない。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感 染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の(新設) 予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置 等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上 開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーショ ン従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の (新設) 予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(非常災害対策)

する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制をしする具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を 整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、 救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努 め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理しめ、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理 を適正に行わなければならない。

> 染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなけ ればならない。

改正前

当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予(新設) 防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防 止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(進用)

|第126条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、|第126条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、 第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の2の2、第55条の4、第 55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護 予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、 これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防誦 所リハビリテーション従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1 **項**中「第55条」とあるのは「第123条」と、第51条の7中「心身の状況」と あるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第9章 介護予防短期入所生活介護 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

防短期入所生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指 定介護予防短期入所生活介護事業所」という。) ごとに置くべき指定介護 予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節まで において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次の とおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事 業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることが できる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所 生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指 定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、か つ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定 居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。 以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場 (準用)

第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の4、第55条の5、第55条 の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリ テーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中 「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテー ション従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とある のは「第123条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、 病歴」と読み替えるものとする。

第9章 介護予防短期入所生活介護 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第132条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者 (以下 「指定介護予第132条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者 (以下 「指定介護予 防短期入所生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指 定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護 予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節まで - において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。) の員数は、次の とおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事 業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることが できる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所 生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指 定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、か つ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定) 居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。 以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場 合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指 定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第142条において 同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。) が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の 社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期 入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の 処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 1人以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増 すごとに1人以上
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護 職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を 増すごとに1人以上
- (4) 栄養士 1人以上
- (5) 機能訓練指導員 1人以上
- (6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所 の実情に応じた適当な員数
- 2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に 生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所 生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者につ 以上とする。
- |3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を|3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を| 受ける場合は、推定数とする。
- |4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定す|4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定す|

合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指 定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第142条において 同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。) が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の 社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期 入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の 処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 1人以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増 すごとに1人以上
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護 職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を 増すごとに1人以上
- (4) 栄養士 1人以上
- (5) 機能訓練指導員 1人以上
- (6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所 の実情に応じた適当な員数
- |規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。) であって、その全部又|| 規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。) であって、その全部又| は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所 生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所 生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者につ いて利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特」いて利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特 別養護老人ホームとして必要とされる員数が確保されるために必要な員数 別養護老人ホームとして必要とされる員数が確保されるために必要な員数 以上とする。
 - 受ける場合は、推定数とする。

る養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施 設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者 生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施 設(以下「特別養護老人ホーム等」という。) に併設される指定介護予防 短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に 運営が行われるもの(以下この節及び次節において「併設事業所」という。) については、特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加 えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するも のとする。

- |5 第1項第2号の生活相談員<mark>のうち1人以上及び</mark>同項第3号の介護職員<mark>又</mark>5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員<mark>及び看護職員の</mark> <u>は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定</u> 員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員 及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。
- 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看(新設) 護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要が ある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併 設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護者人ホーム等(以 下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携に より看護職員を確保するものとする。
- 短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。
- 8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の 7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の 指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短」指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短 期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている 場合については、指定居宅サービス等基準条例第148条第1項から第7項ま でに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する 基準を満たしているものとみなす。

る養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施 設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者 生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施 設(以下「特別養護老人ホーム等」という。) に併設される指定介護予防 短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に 運営が行われるもの(以下この節及び次節において「併設事業所」という。) については、特別養護者人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加 えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するも のとする。

それぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20 人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

- 7 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の 6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の 減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防「減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防」 短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。
 - 期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている 場合については、指定居宅サービス等基準条例第148条第1項から第6項ま でに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する 基準を満たしているものとみなす。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第135条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活の第135条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活の ために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。) は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に 規定する耐火建築物をいう。以下同じ。) でなければならない。ただし、 次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防 短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の 3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。
 - (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」 という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件 の全てを満たすこと。
 - ア 消防長又は当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管 轄する消防署長と相談の上、第145条において準用する第123条の4第 1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために 必要な事項を定めること。
 - イ 第145条において準用する<mark>第123条の4第1項</mark>に規定する訓練につい ては、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域 住民等との連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的2 知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造 かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火 災時における利用者の安全が確保されているものと認めたときは、耐火建 築物又は準耐火建築物であることを要しない。
 - 使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設

ために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。) は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に 規定する耐火建築物をいう。以下同じ。) でなければならない。ただし、 次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防 短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の 3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

改正前

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」 という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件 の全てを満たすこと。
 - ア 消防長又は当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管 轄する消防署長と相談の上、第145条において準用する第123条の4に 規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な 事項を定めること。
 - イ 第145条において準用する第123条の4に規定する訓練については、 同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域 住民等との連携体制を整備すること。
- 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的 知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造 かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火 災時における利用者の安全が確保されているものと認めたときは、耐火建 築物又は準耐火建築物であることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の 使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設

置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備 されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路 の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁 に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な 避難が可能なものであること。
- |3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けると|3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けると ともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の 設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の 設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短 期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の 入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に 支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護 職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。
 - (1) 居室
 - (2) 食堂
 - (3) 機能訓練室
 - (4) 浴室
 - (5) 便所
 - (6) 洗面設備
 - (7) 医務室
 - (8) 静養室
 - (9) 面談室
 - (10) 介護職員室
 - (11) 看護職員室
 - (12)調理室
 - 洗濯室又は洗濯場 (13)

改正前

置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備 されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路 の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁 に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な 避難が可能なものであること。
- ともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の 設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の 設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短 期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の 入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に 支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護 職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。
 - (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場

- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- 4 前項の規定にかかわらず、併設事業所の場合にあっては、当該併設事業 4 前項の規定にかかわらず、併設事業所の場合にあっては、当該併設事業 所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の 利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないと 介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができる。
- |5 第132条第2項の規定の適用を受ける特別養護者人ホームの場合にあっ|5 第132条第2項の規定の適用を受ける特別養護者人ホームの場合にあっ| ては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム」ては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム として必要とされる設備を有することをもって足りるものとする。
- |6 第3項各号に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それ|6 第3項各号に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それ| ぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 居室
 - ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮す ること。
 - (2) 食堂及び機能訓練室
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、そ の合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上 とすること。
 - イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその 提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその 実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とす ることができる。
 - (3) 浴室 要支援者の入浴に適したものとすること。
 - (4) 便所 要支援者の使用に適したものとすること。

改正前

- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- 所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章にお いて「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該 きは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定 併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に 支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除 く。)を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができる。
 - として必要とされる設備を有することをもって足りるものとする。
 - ぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 居室
 - ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮す ること。
 - (2) 食堂及び機能訓練室
 - アー食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、そ の合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上 とすること。
 - イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその 提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその 実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とす ることができる。
 - (3) 浴室 要支援者の入浴に適したものとすること。
 - (4) 便所 要支援者の使用に適したものとすること。

- (5) 洗面設備 要支援者の使用に適したものとすること。
- 7 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の7 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の 構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、 職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる中廊下の場合は、1.8 メートル以上とすることができる。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
 - (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 - (5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。 ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- |8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の|8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の| 指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短 期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている 場合については、指定居宅サービス等基準条例第151条第1項から第7項ま でに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規 定する基準を満たしているものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

- |第141条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生|第141条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生| 活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 利用定員(第132条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである」(3) 利用定員(第132条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである) 場合を除く。)
 - (4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額| (4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額|

改正前

- (5) 洗面設備 要支援者の使用に適したものとすること。
- 構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあっては、2.7メートル)以上 (1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあっては、2.7メートル)以上 とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、 職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる中廊下の場合は、1.8 メートル以上とすることができる。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
 - (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 - (5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。 ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
 - 指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短 期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている 場合については、指定居宅サービス等基準条例第151条第1項から第7項ま でに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規 定する基準を満たしているものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

- 活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 場合を除く。)

改正後	改正前
(5) 通常の送迎の実施地域	(5) 通常の送迎の実施地域
(6) サービス利用に当たっての留意事項	(6) サービス利用に当たっての留意事項
(7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続	(7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
(8) 緊急時等における対応方法	(8) 緊急時等における対応方法
(9) 非常災害対策	(9) 非常災害対策
(10) 虐待の防止のための措置に関する事項	
(11) 個人情報の管理の方法	<u>(10)</u> 個人情報の管理の方法
<u>(12)</u> 苦情への対応方法	<u>(11)</u> 苦情への対応方法
(13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	(12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
<u>(14)</u> その他事業の運営に関する重要事項	<u>(13)</u> その他事業の運営に関する重要事項
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第142条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施	第142条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施
設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、	設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、
及び衛生上必要な措置を講じなければならない。	及び衛生上必要な措置を講じなければならない。
2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生	2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生
活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように <u>、次に掲</u>	活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように <mark>必要な措</mark>
<u>げる措置を講じなければならない</u> 。	置を講ずるよう努めなければならない。_
(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及	(新設)
びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用	
して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催すると	
ともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底	
<u>を図ること。</u>	
(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及	(新設)
びまん延の防止のための指針を整備すること。	
(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期	(新設)
入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修	
及び訓練を定期的に実施すること。	
(準用)	(準用)

第145条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51第145条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51 条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4 から第55条の8まで、第55条の9 (第2項を除く。) から第55条の11まで、 第123条の2及び第123条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の 事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項中「介 護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業 者 と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第141条」と、「介護 予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」 と、第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」 とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第123条の2第3項及 び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護 予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第2款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第156条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下第156条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下 「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事 業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」 という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除 く。以下この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物でなければなら ない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建て のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、選 耐火建築物とすることができる。
 - (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件 の全てを満たすこと。
 - ア 消防長又は当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所 の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第162条において準用する第

条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11ま で、第123条の2及び第123条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介 護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」 とあるのは「第141条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介 護予防短期入所生活介護従業者」と、第123条の2第3項中「介護予防通所 リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業 者」と読み替えるものとする。

> 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第2款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事 業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」 という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除 く。以下この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物でなければなら ない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建て のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、選 耐火建築物とすることができる。
- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件 の全てを満たすこと。
 - ア 消防長又は当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所 の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第162条において準用する第

145条において準用する第123条の4第1項に規定する計画に利用者の 円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

- イ 第162条において準用する第145条において準用する第123条の4第 1項に規定する訓練については、

 同項に規定する計画に従い、

 昼間及 び夜間において行うこと。
- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域 住民等との連携体制を整備すること。
- 知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造 かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物で あって、火災時における利用者の安全が確保されているものと認めたとき は、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の 使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設 置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備 されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路 の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁 に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な 避難が可能なものであること。
- を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要 なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福 祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニ ット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、 当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所 生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニッ

- 145条において準用する第123条の4に規定する計画に利用者の円滑か つ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 第162条において準用する第145条において準用する第123条の4に 規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間 において行うこと。
- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域 住民等との連携体制を整備すること。
- 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的 知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造 かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物で あって、火災時における利用者の安全が確保されているものと認めたとき は、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の 使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設 置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備 されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路 の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁 に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な 避難が可能なものであること。
- |3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備|3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備| を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要 なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福 祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニ ット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、 当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所 生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニッ

トを除き、これらの設備を設けないことができる。

- トを除き、これらの設備を設けないことができる。
- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- 4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生 れるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。)にあっては、前項の 規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事 業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この節において「ユニット型 事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該 併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の 入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該コ ニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備(ユニットを除く。) をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することがで きる。
- 崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川 崎市条例第75号) 第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。 とをもって足りるものとする。
- ぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) ユニット

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 活物処理室
- (7) 介護材料室
- 活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行わる活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行わる - れるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。)にあっては、前項の 規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事 業所を併設する特別養護者人ホーム等(以下この節において「ユニット型 事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該 併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の 入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユ ニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備(ユニットを除く。) をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することがで きる。

改正前

- 5 第132条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(川5 第132条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(川 崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川 崎市条例第75号) 第33条に規定するユニット型特別養護者人ホームをいう。 以下同じ。)の場合にあっては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわ│以下同じ。)の場合にあっては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわ│ らず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有するこしらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有するこ とをもって足りるものとする。
- |6 第3項各号に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それ|6 第3項各号に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それ| ぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) ユニット

ア居室

(ア) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

改正後

- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニット の共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニッ トの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業 所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供 を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入 所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定 居宅サービス等基準条例第171条第1項に規定するユニット型指定 短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、 かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット 型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第169 条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下 同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に ついては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット 型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第161条において 同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則 としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- (エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

(削る)

イ 共同生活室

ア居室

(ア) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

改正前

- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニット の共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニッ トの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業 所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供 を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入 所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定 居宅サービス等基準条例第171条第1項に規定するユニット型指定 短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、 かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット 型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第169 条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下 同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に ついては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット 型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第161条において 同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おお むね10人以下としなければならない。
- (ウ) 利用者 1 人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- (エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
- (オ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔 てる壁と天井との間に一定の隙間が生じている場合は、利用者同士 の視線の遮断を確保すること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユ ニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所として ふさわしい形状を有すること。
- (イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室 が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とするこ کے
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要支援者の使用に適したものとすること。

工 便所

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要支援者の使用に適したものとすること。
- (2) 浴室 要支援者の入浴に適したものとすること。
- 護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、 従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メー トル(中廊下にあっては、1.8メートル)以上とすることができる。
- (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を 設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- |8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期|8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期| 入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防 短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同

改正前

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユ ニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所として ふさわしい形状を有すること。
- (イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室 が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とするこ
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要支援者の使用に適したものとすること。

工 便所

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要支援者の使用に適したものとすること。
- (2) 浴室 要支援者の入浴に適したものとすること。
- 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介 護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあっては、2.7メートル)以上(1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあっては、2.7メートル)以上 とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、 従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メー トル(中廊下にあっては、1.8メートル)以上とすることができる。
 - (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
 - (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 - (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を 設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
 - 入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防 短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同

一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サ ービス等基準条例第171条第1項から第7項までに規定する設備に関する 基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものと みなす。

第3款 運営に関する基準

(運営規程)

- 第159条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指第159条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指 定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につい ての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 利用定員(第132条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護 老人ホームである場合を除く。)
 - (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第132条第2項の規定の (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第132条第2項の規定の (4) ロニットの数及びユニットごとの利用定員(第132条第2項の規定の (4) ロニットの (4) ロニュットの (4) ロニットの (4) ロニットの (4) ロニュットの (4) ロニットの (4) ロニットの (4) ロニューの (4) ロニットの (4) ロニューの (適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)
 - (5) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額|
 - (6) 通常の送迎の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
 - (9) 緊急時等における対応方法
 - (10) 非常災害対策
 - (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (12) 個人情報の管理の方法
 - (13) 苦情への対応方法
 - (14) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
 - (15) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

改正前

一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サ ービス等基準条例第171条第1項から第7項までに規定する設備に関する 基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものと みなす。

第3款 運営に関する基準

(運営規程)

- 定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につい ての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員(第132条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護 老人ホームである場合を除く。)
- 適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策

(新設)

- (11) 個人情報の管理の方法
- (12) 苦情への対応方法
- (13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (14) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

|第160条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し|第160条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し

適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニ ット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を 定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置 を行わなければならない。
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護 職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又 (2) は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介 護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期 入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生 活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及 ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所 ならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者 は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福 祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資 格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基 礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型(新設) 指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必 要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の 就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を 講じなければならない。

改正前

適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニ ット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を 定めておかなければならない。

- を行わなければならない。
- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護 職員を配置すること。
- は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期 入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生 活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及 ぼさない業務については、この限りでない。
- 生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ、生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ、 ならない。

改正前

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

(準用)

第167条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、 第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55 条の4から第55条の8まで、第55条の9(第2項を除く。)から第55条 の11まで、第123条の2、第123条の4、第131条及び第133条並びに第4 節(第145条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生 活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第 2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短 期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所 生活介護従業者」という。)」と、第55条の4第1項中「第55条」とあ るのは「第141条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共 生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の10の2第1号及び 第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防 短期入所生活介護従業者」と、第123条の2第3項及び第4項中「介護予 防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入 所生活介護従業者」と、第136条第1項、第140条並びに第142条の2第2 項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは 「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

|第169条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短第169条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短| 期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護」期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護 予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準 |該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合で| | 該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合で あって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないこ とができる。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準 (準用)

第167条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、 第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条 の11まで、第123条の2、第123条の4、第131条及び第133条並びに第4 節(第145条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生 活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第 55条 | とあるのは「第141条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあ るのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下 「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第123条の 2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共 生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第1項及び第140条 中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短 期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (従業者の員数)

予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 あって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないこ とができる。

- (1) 生活相談員 1人以上
- (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当介護(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当介護 予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業 と基準該当短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第182条に規定 する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。) の事業を同一の事業 所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基 準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用 者。以下この条及び第171条において同じ。)の数が3人又はその端数を増 すごとに1人以上
- (3) 栄養士 1人以上
- (4) 機能訓練指導員 1人以上
- (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事 業所の実情に応じた適当な員数
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数と する。
- 3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能 の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当 介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。
- 4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定 する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる員 数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従 業者を確保するものとする。
- 5 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介 護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営 されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第183条第1項 から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前 各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

- (1) 生活相談員 1人以上
- 予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業 と基準該当短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第182条に規定 する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業 所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基 準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用 者。以下この条及び第171条において同じ。)の数が3人又はその端数を増 すごとに1人以上

改正前

- (3) 栄養士 1人以上
- (4) 機能訓練指導員 1人以上
- (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事 業所の実情に応じた適当な員数
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数と する。
- 3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能 の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当 介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。
- 4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定 する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる員 数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従 業者を確保するものとする。
- 5 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介 護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営 されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第183条第1項 から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前 各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

改正前

(進用)

第174条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52第174条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52 を除く。) から第55条の11まで、第123条の2、第123条の4、第131条並び に第4節(第138条第1項及び第145条を除く。)及び第5節の規定は、基 いて、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護につい て法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サ ービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サー ビスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護 予防短期入所生活介護」と、第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴 介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条 の4**第1項**中「第55条」とあるのは「第174条において準用する第141条」 と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活 介護従業者」と、第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴 介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第123 条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」と あるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第138条第2項中「法定 代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるの は「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」と あるのは「前項」と、第142条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」 と、第144条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあ るのは「第174条」と、第151条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護 職員」と読み替えるものとする。

第10章 介護予防短期入所療養介護 第4節 運営に関する基準 (運営規程)

(進用)

条の2、第52条の3、第54条、**第55条の2の2**、第55条の4から第55条の 条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の7まで、第55条の - 7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)、<mark>第55条の9(第2項</mark> - 8(第5項及び第6項を除く。)、<mark>第55条の9から</mark>第55条の11まで、第123 条の2、第123条の4、第131条並びに第4節(第138条第1項及び第145条 を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事 準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合にお 業について準用する。この場合において、第51条の13第1項中「内容、当 該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者 に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、 第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴 介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第55条の4 中「第55条」とあるのは「第174条において準用する第141条」と、「介護 予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」 と、第123条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあ るのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第138条第2項中「法定代 理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは 「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあ るのは「前項」と、第142条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、 第144条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるの は「第174条」と、第151条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」 と読み替えるものとする。

> 第10章 介護予防短期入所療養介護 第4節 運営に関する基準 (運営規程)

養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する

第181条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療第181条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療 養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。

改正前

(1) 事業の目的及び運営の方針

規程を定めておかなければならない。

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (7) 非常災害対策
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 個人情報の管理の方法
- (10) 苦情への対応方法
- (11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (12) その他事業の運営に関する重要事項 (進用)
- 条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、<mark>第55条の2の2</mark>、第55条の4、 第55条の5、第55条の7、**第55条の8、第55条の9(第2項を除く。)**か 55条の7から第55条の11まで、第123条の2、第123条の4、第124条、第136 ら第55条の11まで、第123条の2、第123条の4、第124条、第136条、第137 条、第137条第2項及び第143条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護 条第2項及び第143条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業につ いて準用する。この場合において、第51条の7中「心身」とあるのは「病 状、心身」と、第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」 とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中 「第55条」とあるのは「第181条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」と あるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の10の2第1号 及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期 入所療養介護従業者」と、第123条の2第3項及び第4項並びに第124条第

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (7) 非常災害対策

(新設)

- (8) 個人情報の管理の方法
- (9) 苦情への対応方法
- (10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (11) その他事業の運営に関する重要事項 (進用)

|第184条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51|第184条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51| 条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4、第55条の5、第 の事業について準用する。この場合において、第51条の7中「心身」とあ るのは「病状、心身」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第181条」 と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養 介護従業者」と、第123条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション 従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第136条第1 - 項中「第141条」とあるのは「第181条」と、「介護予防短期入所生活介護 従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるも のとする。

改正後 改正前

2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあ るのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第136条第1項中「第141 条」とあるのは「第181条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあ るのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針並び に設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基

第3款 運営に関する基準

(運営規程)

- 第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指 定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につい ての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (4) 涌常の送迎の実施地域
 - (5) 施設利用に当たっての留意事項
 - (6) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う際の手続
 - (7) 非常災害対策
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (9) 個人情報の管理の方法
 - (10) 苦情への対応方法
 - (11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
 - (12) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニー適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニー ット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を、ット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針並び に設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基

第3款 運営に関する基準

(運営規程)

定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につい ての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 涌営の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う際の手続
- (7) 非常災害対策

(新設)

- (8) 個人情報の管理の方法
- (9) 苦情への対応方法
- (10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第197条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し第197条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し

定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置 を行わなければならない。
- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護 職員を配置すること。
- は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期 入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療 養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及 ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所 ならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福 祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資 格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基 礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型(新設) 指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必 要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の 就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を 講じなければならない。
- 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護 第4節 運営に関する基準

改正前

定めておかなければならない。

- を行わなければならない。
- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護 職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の看護職員又 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の看護職員又 は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介 護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期 入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療 養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及 ぼさない業務については、この限りでない。
- 療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ、療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ ならない。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護 第4節 運営に関する基準

(身体的拘束等の禁止)

(身体的拘束等の禁止)

- 第214条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定第214条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定 施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等 を行ってはならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場 を得ない理由を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化 を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話) 装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開 催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹 底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 修を定期的に実施すること。

(運営規程)

- |第215条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定||第215条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定| 施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定 施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定 めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
 - (3) 入居定員及び居室数
 - (4) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費 用の額
 - (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
 - (6) 施設の利用に当たっての留意事項

施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等 を行ってはならない。

改正前

- 合には、その熊様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やす。合には、その熊様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やす。 を得ない理由を記録しなければならない。
 - を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回 以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に 周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研 (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研 修を定期的に実施すること。

(運営規程)

- めておかなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費 用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項

- (7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 個人情報の管理の方法
- (12) 苦情への対応方法
- (13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (14) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- |第216条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適第216条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適 切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できる よう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
 - 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特 定施設の従業者によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供し なければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護 事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、こ の限りでない。
 - 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定 により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部 を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務 の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければなら ない。
 - 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従 業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介 護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門 員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その 他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受

改正前

- (7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(新設)

- (10) 個人情報の管理の方法
- (11) 苦情への対応方法
- (12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (13) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できる よう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特 定施設の従業者によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供し なければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護 事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、こ の限りでない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定 により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部 を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務 の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければなら ない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従 業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

改正前

講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防 特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行わ れる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要 かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境 が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じな ければならない。

(準用)

の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の9(第2項を除く。)か から第55条の11まで、第123条の4及び第142条の2の規定は、指定介護予 ら第55条の11まで、第123条の4及び第142条の2の規定は、指定介護予防 防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、 特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 53条及び第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とある のは「介護予防特定施設従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあ るのは「第215条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護 えるものとする。 予防特定施設従業者」と、第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防 訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第142

第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業 の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準

条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」と

あるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第4款 運営に関する基準

(運営規程)

|第234条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者|第234条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者| は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要」は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(新設)

(準用)

|第220条 第51条の 5、第51条の 6、第52条の 2 から第54条まで<mark>、第55条の 2</mark> |第220条 第51条の 5、第51条の 6、第52条の 2 から第54条まで、第55条の 4 第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設 従業者」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第215条」と、「介護予 防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替

> 第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業 の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準

第4款 運営に関する基準

(運営規程)

事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務 内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利 用料その他の費用の額
- (5) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名 称及び所在地
- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 個人情報の管理の方法
- (13) 苦情への対応方法
- (14) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (15) その他事業の運営に関する重要事項

(進用)

第237条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、<mark>第55条の2</mark>第237条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4 の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の9(第2項を除く。)か ら第55条の11まで、第123条の4、第142条の2、第210条から第214条まで 及び第216条から第218条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防 特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 53条及び第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とある のは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」 とあるのは「第234条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外 部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護 予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介

改正前

- (2) 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務 内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利 用料その他の費用の額
- (5) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名 称及び所在地
- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策

(新設)

- (11) 個人情報の管理の方法
- (12) 苦情への対応方法
- (13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (14) その他事業の運営に関する重要事項

(進用)

から第55条の11まで、第123条の4、第142条の2、第210条から第214条ま で及び第216条から第218条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予 防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、 第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定 | 施設の従業者| と、第55条の4中「第55条| とあるのは「第234条| と、「介 護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特 定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」と あるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、 第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定

護予防サービス事業所」と、第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予 防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と 第142条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業 者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第212 条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本 サービスを」と、第216条第1項から第3項まで及び第5項中「指定介護予 防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるも のとする。

第12章 介護予防福祉用具貸与

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

第245条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事第245条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事 めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料そ の他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) 個人情報の管理の方法
- (8) 苦情への対応方法
- (9) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (10) その他事業の運営に関する重要事項

(衛牛管理等)

康状態について、必要な管理を行わなければならない。

改正前

施設の従業者」と、第212条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介 護を」とあるのは「基本サービスを」と、第216条中「指定介護予防特定施 設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第12章 介護予防福祉用具貸与

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

|業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定||業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定| めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料そ の他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域

(新設)

- (6) 個人情報の管理の方法
- (7) 苦情への対応方法
- (8) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (9) その他事業の運営に関する重要事項

(衛牛管理等)

第248条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健 第248条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健 康状態について、必要な管理を行わなければならない。

改正前

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、 材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒すると ともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具 とを区分して保管しなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉 用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができ る。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該 委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われる ことを担保しなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業 所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる 措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及び まん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催する とともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図るこ と。
- (2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及び まん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相 談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定 期的に実施すること。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、 材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒すると ともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具 とを区分して保管しなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉 用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができ る。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該 委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われる ことを担保しなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業 所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

改正前

(掲示及び目録の備え付け)

(掲示及び目録の備え付け)

第249条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事第249条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事 業所の見やすい場所に、第245条に規定する規程の概要その他の利用申込者 のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならな V

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書 (新設) 面を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつ でも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代え ることができる。

ため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名 及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けな ければならない。

(進用)

第251条 第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54第251条 第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54 条、第55条の2の2、第55条の5から第55条の11まで及び第123条の2(第)条、第55条の5から第55条の11まで並びに第123条の2第1項及び第2項の 3項を除く。)の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用 規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合に する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第 245条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相 談員」と、第51条の4中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取 り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるの は「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業 者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利 用者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開 始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるの は「種目、品名」と、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号 及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門 相談員」と、第123条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、

業所の見やすい場所に、第245条に規定する規程の概要その他の利用申込者 のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならな V)

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資する2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資する ため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名 及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けな

(準用)

ければならない。

おいて、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第245条」と、「介護 予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条 の4中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の 種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又 は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従 業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の - 13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並び に種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、 第123条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるも のとする。

改正前

改正後

同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福 祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (準用)

第256条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13ま 第256条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13ま で、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の5か ら第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)、第55条 の 9 から第55条の11まで及び第123条の 2 (第 3 項を除く。) 並びに第 1 節、第2節(第241条を除く。)、第3節、第4節(第244条第1項及び 第251条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の 事業に準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」と あるのは「第256条において準用する第245条」と、「介護予防訪問入浴 介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以 下同じ。) 」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、 第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」 と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」 と、第51条の13第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴 介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受け る介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種 目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定 介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」 と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第55条の2の2第2項並び に第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」 とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第123条の2第2項中「処遇」と あるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリ テーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第244条第2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」 とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (準用)

で、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、 第55条の8 (第5項及び第6項を除く。)、第55条の9から第55条の11 まで並びに第123条の2第1項及び第2項並びに第1節、第2節(第241 条を除く。)、第3節、第4節(第244条第1項及び第251条を除く。) 及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。 この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第256 条において準用する第245条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあ るのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。)」とあ るのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の 13第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について 法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サ ービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、 第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入 浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「内容」と | あるのは「種目、品名 | と、第123条の2第2項中「処遇 | とあるのは「サ ービスの利用」と、第244条第2項中「法定代理受領サービスに該当しな い指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具 貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるも のとする。

改正前

項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第4節 運営に関する基準

(準用)

|第265条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、|第265条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、 び第249条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用す 条において準用する第245条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とある のは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。)」とあるの は「以下同じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の 8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条 の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回 訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の2の2第2項、第 55条の3第3項第1号及び第3号並びに第55条の10の2第1号及び第3号 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、 第123条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項 中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門 相談員」と、第245条第4号及び第249条第2項中「利用料」とあるのは「販 売費用の額」と、第246条、第247条及び第249条第2項中「福祉用具」とあ るのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第269条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に|(新設) 当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規 定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その 他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された

第13章 特定介護予防福祉用具販売 第4節 運営に関する基準 (準用)

第52条の3、第54条、<mark>第55条の2の2</mark>、第55条の3、第55条の5から第55 第52条の3、第54条、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第123 条の11まで、第123条の2 (第3項を除く。)、第245条から第247条まで及 条の2第1項及び第2項、第245条から第247条まで並びに第249条の規定 は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合に る。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第265」おいて、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第265条において進用 する第245条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具 専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。) 取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な 指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪 問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」 とあるのは「利用者」と、第123条の2第2項中「処遇」とあるのは「サー ビス利用」と、第245条第4号及び第249条第2項中「利用料」とあるのは 「販売費用の額」と、第246条、第247条及び第249条第2項中「福祉用具」 とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

(新設)

改正前 改正後

紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定さ れている、又は想定されるもの(第51条の5第1項(第63条、第75条、第 85条、第94条、第126条、第145条(第162条において準用する場合を含む。) 第167条の2、第174条、第184条(第199条において準用する場合を含む。) 第220条、第237条、第251条、第256条及び第265条において準用する場合を 含む。)及び第212条第1項(第237条において準用する場合を含む。)並ひ に次項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係 る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す ることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処 理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる(新設) 者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交 付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定さ れている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を 得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知 覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。

附則

(施行期日)

この条例は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日ま|(新設) での間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第4条第3項及び第55 条の10の2 (新条例第63条、第75条、第85条、第94条、第126条、第145条 (新条例第162条において準用する場合を含む。)、第167条の3、第174条、 第184条 (新条例第199条において準用する場合を含む。)、第220条、第237 条、第251条、第256条及び第265条において準用する場合を含む。)の規定 の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよ うに努めなければ」とし、新条例第55条(新条例第63条において準用する

(新設)

改正後	改正前
場合を含む。)、第73条、第83条、第92条、第123条、第141条(新条例第167	
条の3及び第174条において準用する場合を含む。)、第159条、第181条、第	
196条、第215条、第234条及び第245条(新条例第256条及び第265条におい	
て準用する場合を含む。)の適用についてはこれらの規定中「、次に」とあ	
るのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めてお	
くよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐	
待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。	
3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2第3項(新条	(新設)
例第63条において準用する場合を含む。)、第120条の2第3項(新条例第145	
条、第167条の3、第174条及び第184条において準用する場合を含む。)、第	
160条第4項、第197条及び第216条(新条例第237条において準用する場合	
を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあ	
るのは、「講じるよう努めなければ」とする。	
4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2の2 (新条例	(新設)
第63条、第75条、第85条、第94条、第126条、第145条(新条例第162条にお	
いて準用する場合を含む。)、第167条の3、第174条、第184条(新条例第199	
条において準用する場合を含む。)、第220条、第237条、第251条、第256条	
及び第265条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新	
条例第55条の2の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努	
めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施する	
よう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行	
<u>うよう努めるものとする」とする。</u>	
5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の3第3項(新条	(新設)
例第63条、第75条、第85条、第94条及び第265条において準用する場合を含	
む。)、第124条第2項(新条例第184条(新条例第199条において準用する場	
合を含む。)において準用する場合を含む。)、第142条の2第2項(新条例	
第162条、第167条の3、第174条、第220条及び第237条において準用する場	
合を含む。)及び第248条第6項(新条例第256条において準用する場合を含	

改正後	改正前
<u>む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるの</u>	
は、「講じるよう努めなければ」とする。	
6 施行日以後、当分の間、新条例第156条第6項第1号ア(イ)の規定に基	(新設)
づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防	
短期入所生活介護事業者は、新条例第132条第1項第3号及び第160条第2	
項に規定する基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介	
護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護	
師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。	
7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているも	(新設)
のを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分	
を除く。)の居室であって、改正前の条例第156条第6項第1号ア(オ)の	
規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。	